

答申事項

1 市民参画の必要性・意義		<p>■価値観、ニーズの多様化と地方分権の進展</p> <ul style="list-style-type: none">・市民の価値観の多様化や少子・高齢化の進展など社会環境が大きく変化しており、行政に対するニーズが多様化している。・地方分権が進む中で、市民が積極的にまちづくりに関わり、自分たちのまちを自分たちでつくり育てることが求められている。・当市においては、地域の中で助け合い、支え合う、昔ながらの「結い」の心が受け継がれているが、近年、過疎化が進み、合併により広域化する中で、より積極的なまちづくりへの参画のしくみが必要である。 <p>■市民ニーズの的確な把握</p> <p>市民意識や価値観の変化に応じた施策などをすすめるためには、複雑多様化する市民ニーズを的確に把握し、様々な機会を通じて丁寧に意見を集めることが必要である。</p> <p>■市の意思決定過程における市民の積極的な関わりと課題の共有</p> <p>限りある財源の中で多様な市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と行政が公共的な課題を共有しながら信頼関係を深め、施策形成段階から一緒に課題解決に向けて取り組むことが必要である。</p>
2 市民参画を進めるための条件・方法		<p>■情報の共有</p> <p>市民参画を進めるためには、分かりやすく客観的に判断することが可能な信頼性のある情報が必要であり、参画の対象者を限定せず、全市民が関心を持てるよう情報の共有化を図っていくことが必要である。</p> <p>■参画の意識付け</p> <p>市民が様々な活動に主体的に関わりながら参画の意義が実感できるよう、関心を高める工夫ときっかけづくりを進め、一人ひとりの参画の意識を高めていくことが必要である。</p> <p>■継続と見直し</p> <p>市民参画は一つ一つの活動の積み重ねであり、常に見直しながら継続していくことが必要である。</p>
3 行政運営の各段階における市民参画	(1)計画及び条例の計画段階	<p>■まちづくりの意思決定への関わり</p> <p>計画及び条例の計画段階における市民参画は、計画及び条例に対する市民の理解を促し、多様な意見を反映させること。</p>
	(2)計画及び条例の実施段階	<p>■まちづくりへの主体的な参加</p> <p>計画及び条例の実施段階において、より具体的で詳細な提案が可能となる。</p>
	(3)計画及び条例の評価段階	<p>■まちづくりの成果・反省点のチェック</p> <p>計画及び条例の実施後において、その効果や市民の満足度を調査するなどにより、今後の計画及び条例に反映させる。</p>

4 参画の適用対象
(諮詢事項)

まちづくりに関する計画の策定等及び条例の制定等は市民参画の原則に則り行う
(まちづくり基本条例第3条第2項)

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1)「まちづくり基本条例第12条に定める重要な計画」等の範囲 | <ul style="list-style-type: none">① 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
総合計画の基本構想・基本計画、都市計画マスターplan、環境基本計画など② 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など③ 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更
通学区域の設定、住民投票制度など④ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
悪臭公害防止条例など⑤ 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更
体育館、運動公園、図書館など(建設の趣旨が全域に関わり、不特定多数の市民が等しく利用できる建物)⑥ 上記①から⑤に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの |
| (2) 市民参画の対象事項からの除外 | <ul style="list-style-type: none">① 軽微なもの
引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの② 緊急に実施しなければならないもの
災害の発生など緊急な対応を要する場合③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど④ 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
予算編成、人事など(市の機関が自らの責任と意思で決定すべきもの)⑤ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収(地方自治法第74条第1項により、条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないもの)
※ 地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起す場合は、除外事項としない(対象事項とする)。 |

5 参画のしくみ (諮詢事項)	(1)手法の組み合わせ	<p>■段階や場面に応じた参画手法の選択</p> <p>一つの計画や条例に一つの手法ということでなく、その計画や条例の計画、実施、評価段階などそれぞれの場面に応じ相応しい二つ以上の手法を選択する。</p> <p>■効果的な組み合わせによる取り組み</p> <p>計画や条例における的確な対象を選択し、効果的な組み合わせによる取り組みが必要である。</p> <p>形だけとならない市民参画の実施。例えば、施設建設に当たり、利用者を対象として利用方法等を検討する場合にワークショップが効果的。また、施設建設のプラス面、マイナス面が情報共有されていない場合は、その是非を安易にアンケートでとることには慎重であるべきである。</p>
	(2)手法的具体的運用	<p>① 意向調査の実施</p> <p>(説明)</p> <p>市民意識調査等、あらかじめ用意した設問について、多数の対象者から回答を得る手法。計画策定に先立ち予備調査として行う場合や、世論調査のように定期的に調査する場合などがある。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査目的に応じた対象の設定が必要である。 ・ 調査項目の吟味と分かりやすい内容の工夫が必要である。 ・ 客観的な分析と分析結果の公表を行う必要がある。 <p>② パブリックコメントの実施</p> <p>(説明)</p> <p>計画等の策定過程で原案を公表し、市民に意見を求め、提出された意見等に対する行政の考え方を取りまとめ、案の決定に考慮するとともに、その結果を公表する仕組み。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい資料の工夫が必要である。(概要版の添付等) ・ 意見を提出しやすい仕組みが必要である。 <p>③意見交換会の開催</p> <p>(説明)</p> <p>行政と市民が直接対面して意見を交換し合う手法。フォーラムやシンポジウム等、公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型の場合を含む。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加しやすい時間帯の設定が必要である。 ・ 分かりやすい資料の準備が必要である。 ・ できる限り小さな地域単位で開催することが効果的である。 ・ 意見を吸い上げる工夫が必要である。 ・ 事前の資料配布や説明時間の設定等、開催方法のルール化が必要である。

<p>5 参画のしくみ (諮問事項)</p>	<p>(2) 手法の具体的運用</p>	<p>④ ワークショップの実施 (説明) 様々な立場の市民が主体的に参加し、課題を解決するために自由な意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめていく手法。</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催方法の吟味が必要である。(企画段階から市民が主体的に取り組める内容) <p>⑤ 審議会その他の付属機関における委員の公募 (説明) 法律又は条例によって行政の附属機関として設置され、執行機関の諮問等に基づき、専門的な知識や経験を生かして調査や審査等を行う。(近年は、審議会等における審議の活性化を図るため、委員を公募する例が増えている。)</p> <p>【運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会等の委員公募の割合は、その審議会の目的、性格により構成するが、公募委員を増やす努力が必要である。 公募に際しては、募集要件及び審査基準を明確にする必要がある。 <p>⑥ 上記のほかパブリック・インボルブメントなど適切と判断される方法</p> <p>※参考</p> <p>■パブリック・インボルブメント 計画策定に際して広く市民から意見等を聞き、計画に反映させる機会を設け、政策形成過程を共有しながら意思決定とともに、その結果について公表すること。</p> <p>■関係団体からの意見聴取 障がい者団体などその計画等に関係のある組織、利害関係者及び地域住民などから直接具体的な意見等を聴取すること。</p> <p>■市民会議 まちづくりに関する課題について市民の意見や考え方を反映するため、市民と市の機関又は市民同士が、自由な論議により意見等を取りまとめ提案する会議。</p> <p>■コンセンサス会議 社会的に論争状態などにある特定の科学技術をテーマに、参加した市民が専門家と質疑応答などを行ったのち、自分たちだけで議論を進め、市民の視点からテーマに対する評価・提言をまとめる会議。</p>
-----------------------------------	----------------------------	---

5 参画のしくみ (諮問事項)	(3)参画方法の事前公表	<p>■事前公表</p> <p>事前公表する内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画・条例等の区分 ② 対象事項の名称 ③ 対象事項の内容 ④ 参画の手法 ⑤ 実施時期及び担当部署 <p>とし、対象事項の内容については、できるだけわかりやすく記載する。</p> <p>また、事前公表する方法は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 振興センターでの閲覧又は配布及びコミュニティ会議への情報提供 ② 担当窓口での閲覧又は配布 ③ 市の広報紙への掲載 ④ 公式ホームページへの掲載 ⑤ 障がい者・一人暮らし高齢者などに配慮した情報の提供 ⑥ そのほか効果的に周知できる方法 <p>で行う。</p>
6 市民参画の運用の評価 (諮問事項)	(1)事前評価 (2)事後評価	<p>■評価の方法及び内容</p> <p>重要な計画等に市民参画が上手く行われたか、また、市民参画のしくみが適切に機能したかを評価し、必要に応じて修正を加える。</p> <p>■資料の提示</p> <p>重要な計画等として、市民参画の対象とするもの及び市民参画の対象から除くものを整理した際の資料は、評価する機関に提示できるようにする。</p>